平成２６年（フ）第２６３号
奈良県御所市大字本馬170番地
破産者　吉田　徹也
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第３２号
神奈川県横須賀市秋谷1670番地　小菅薫方、開始決定時の住所岡山市中区下329番地６
破産者　山元　　亮
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３３号
神奈川県横須賀市秋谷1670番地　小菅薫方、開始決定時の住所岡山市中区下329番地６
破産者　山元八重子
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３１９号
岡山市南区三浜町１丁目３番36号ヴィラウインディアＢ207、旧住所岡山県倉敷市加須山816番地７
破産者　奥井　里果
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４２８号
岡山県倉敷市林2066番地３、住民票上の住所岡山県倉敷市林2052番地１フェリニテ106号室
破産者　岡本由貴恵
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４４８号
岡山市中区神下168番地１レジデンス乙多見102号
破産者　髙木　義一
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４５７号
岡山市北区駅前町２丁目６番15号
破産者　木村　七郎
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４４号
広島県三次市三次町606番地　メゾン懐Ａ棟203
破産者　藤崎　健太
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第４２号
徳島県阿南市那賀川町古津121番地３、旧住所徳島県阿南市津乃峰町長浜172番地６
破産者　歳平　哲也
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２６年（フ）第２２５号
香川県高松市伏石町2086番地９　フォブールミリュー201号
破産者　前田美穂子（旧姓大山）
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第７６号
香川県仲多度郡琴平町榎井27番地１
破産者　香川　泰子（旧姓三谷）
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第１０４号
福岡県飯塚市庄司259番地１　大和アパート101号
破産者　原口　加奈
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第２７６号
佐賀市川副町大字大詫間63番地３、開始決定時の住所佐賀市川副町大字大詫間63番地１
破産者　島崎電子こと　島崎　直博
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４３号
熊本県球磨郡錦町大字西６－１　第２錦フルーツコーポピーチ１号、住民票上の住所熊本県人吉市下永野町125番地３
破産者　新田　　誠
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２６年（フ）第２７５号
宮崎市大字本郷南方2919番地１　市営住宅229棟14号
破産者　今宮　友希
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

公示送達

有限会社アガリ総合研究所代表者取締役上里剛士氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程第13条第３項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した平成27年２月20日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会綱紀委員会平成26年綱第891号異議申出事案の決定通知及び決定書謄本

平成27年２月20日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　千葉県弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　渡會　久実
　登録番号　16820
　事務所　千葉県千葉市稲毛区小仲台６－18－１　稲毛第１パレス２階　稲毛法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成27年１月29日

平成27年２月５日　　日本弁護士連合会

解散命令公告

奈良県公告

別表の左欄に掲げる農業協同組合は、その代表権を有する者が欠けており、またはその所在が知れず、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第95条の３の規定に基づき、解散命令の要旨を別表右欄のとおり公告する。

平成27年２月20日

奈良県知事　荒井　正吾

別表

名称及び主たる事務所の所在地	命令の要旨
畝傍開拓農業協同組合 奈良県橿原市大字久米822番地	農業協同組合法第95条の２第２号の規定に基づき解散を命ずる。
多村育苗農業協同組合 奈良県橿原市大字西新堂175番地	
旭畜産農業協同組合 奈良県御所市大字柏原1479番地	
高天畜産農業協同組合 奈良県御所市大字高天171番地	
宇智郡養蚕農業協同組合 奈良県五條市二見町1031番地	
吉野郡畜産農業協同組合 奈良県吉野郡大淀町大字下渕806番地	
大和果樹園藝農業協同組合 奈良県吉野郡大淀町大字土田96番地	
下市町養蚕農業協同組合 奈良県吉野郡下市町大字下市125番地	
小川製茶農業協同組合 奈良県吉野郡東吉野村大字小545番地の１	